水戸市立双葉台中学校
いじめ防止基本方針

令和５年４月

水戸市立双葉台中学校

校長　稲野辺　秀久

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１　基本方針策定にあたって

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２　基本方針策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

４　いじめ問題の構造的要因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

５　本校におけるいじめの状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

６　いじめ防止等のために取り組む姿勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

７　いじめを解決するための基本的な姿勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２　いじめの防止等のための対策の内容

１　いじめの防止等のための施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

２　いじめの防止等のために実施する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

３　いじめの防止等のために本校において実施する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

４　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第３　その他

１　取組の評価及び検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

２　基本方針の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

３　オンライン相談室の開設と実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

はじめに

○　いじめ防止基本方針策定の経緯

【背景】・大津市でのいじめによる中学生の自殺の問題
　　・相次ぐ，小中学生のいじめによる自殺等の重大事件

いじめの問題

○どの子どもにも，どの学校でも起こり得るもの
○全ての子どもが安全・安心な学校生活を送るために解決しなければならない重要な課題

⇩

水戸市

◎平成25年度から　いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」実施
・いじめ防止対策推進法に先駆けた取組
・いじめの未然防止，問題の解決に向けた積極的な取組

1　未然防止の取組
・地域，ＰＴＡ等と連携したあいさつ運動
・法務局と連携した「いじめをなくそう人権教室」
・いじめ解決フォーラムやワークショップによる児童生徒の意識向上

2　相談体制の強化
・総合教育研究所に「いじめ相談ダイヤル」設置
・各小中学校に相談ポスト設置

3　早期発見・早期対応のための支援組織体制強化
・総合教育研究所に「いじめ対応専門班」設置
・「いじめ対応専門班」による学校支援訪問（問題発生時・随時）
・関係機関が連携したサポートチームによる対応

【国】
○ いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，9月28日施行）
※定められた施策の多くは，ふれあいプランや従前の取組で実施済み

⇩

新たに実施が必要な施策

1　いじめ防止等のための組織の設置
2　いじめ防止基本方針の策定
学校：義務・・国や地方の方針を参酌し，学校の実情に応じて定める
地方公共団体：努力義務・・国や県の方針を参酌し，地域の事情に応じて定める

⇩

◎水戸市は，いじめの問題に一層主体的に関わるために基本方針を策定する
・水戸市として，いじめ問題解決に向けた決意の表明
・いじめ問題に関わる関係者の役割と責務の明確化
・いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進
・いじめを受けた又はいじめた児童生徒のみの対応でなく，全ての児童生徒がいじめをしない，いじめを見ながら放置しない規範意識醸成の視点

第１　基本方針策定にあたって

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校のいじめ防止等の対策に対する基本理念をスローガンとして掲げる

みんなが安全で楽しく元気な学校

２　基本方針策定の目的

基本方針は，子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め，学校，保護者，地域住民，関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに，いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより，子どもが心豊かで安心・安全な生活を送ることができること，いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

３　いじめの定義

いじめとは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。　〔いじめ防止対策推進法第２条第１項〕

４　いじめ問題の構造的要因

いじめ問題の構造的要因は，学校や子どもをとりまく環境の中に存在する。いじめ問題に対して，これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

（１）学校の影響

いじめの発生には，学校の風土やシステム，教職員による指導の在り方が大きく影響する。

学校風土の問題としては，人権意識・人権感覚の欠如，規範意識の不足，信頼関係の欠如あるいは力による解決の志向，暴力（言葉の暴力も含む）の容認などが挙げられる。

教職員の指導に目を向ければ，いじめを見抜く力量，個に応じた柔軟な指導方法等が十分に身に付いていないことや，個性を生かす教育や多様性を認める教育，人間関係づくりの取組が十分に行われていないことなどが，要因として考えられる。

（２）子どもをとりまく環境の影響

子どもをとりまく環境においては，少子化や核家族化，地域社会との関わりの薄さ，集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から，コミュニケーション能力，社会性，規範意識，思いやりなどの豊かな心が育ちにくいことも要因として考えられる。

さらに，所属集団が無秩序又は閉鎖的である場合，同調傾向が強くなり，異質な者を排除していじめの対象とする，阻害や排除を恐れていじめに加わる，あるいは，直接に攻撃を加えることはしないが，周辺で囃し立てる，いじめを放置するなどの行為が生まれる。場合によっては被害者が加害者となることも少なくない。

加えて，インターネット等の普及は，発信された情報の流通性や発信者の匿名性から，いじめにつながる負の部分を併せもっている。

他に，過度な競争を煽る風潮，夜型生活による睡眠不足など，子どもの感情の不安定やストレスを引き起こし，いじめ加害につながる要因は，多数考えられる。

実際には，これらの要因が複数組み合わさった中でいじめが発生しており，解決を難しいものにしている。

５　本校におけるいじめの状況

本校では，全ての学年において年 12 回の生活アンケート調査を実施し，いじめの実態把握に努めている。令和３年度の調査結果では，ふざけやからかい等の小さなサインも見逃さないようにきめ

細かに生徒を観察し，早期発見に努めた結果，28 件のいじめを認知し 26 件の解消，解消率は 92.8％となっている。具体的ないじめの態様については，「冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる」が多い。「SNS やインターネットを通じて，誹謗中傷や嫌なことをされる」の件数が増加傾向にある。

６　いじめ防止等のために取り組む姿勢

学校では，教員，保護者，地域住民等が，いじめ防止に向けた共通の認識を図り，連携して，生徒とともに取り組むことが大切である。

（１）学校全体

学校は，すべての生徒にとって，安心して生活し，学習できる場でなくてはならない。さらに，生徒同士及び生徒と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう，きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

いじめが発生した場合には，いじめを受けた子どもの擁護を最優先に行い，心のケアや安心できる場所，状態の確保に努める。また，いじめた子や傍観している子には，いじめを受けた子の心身の苦痛に共感し，いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

（２）教員及び教員以外のスタッフ

教員は，生徒の話に耳を傾け，心に寄り添い，心の奥底にある心情を理解することが重要である。また，いじめが起こる構造について理解を深め，いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組むことが必要である。

そして，教職員間の意思疎通や情報共有を図り，一部の教員任せにすることなく全教職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーや心の教室相談員等，その職務の専門性を生かし，生徒が安心してその支援を受けられるようにすることも大切である。

（３）生徒

生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに，いじめを傍観している者も，いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。いじめを自分の問題として捉え，生徒が自発的にいじめについて学び取り組むようにする。

（４）保護者

保護者は，いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては，いじめられている側の立場になって考える姿勢をもち，子どもに適切な教育をすることが必要である。また，日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくようにする。

我が子がいじめを受けたとき，子どもに寄り添う姿勢が大切である。子どものＳＯＳをキャッチできるよう，アンテナを高くして，子どもの変化を見逃さないようにする。

我が子がいじめに関与したとき，子どもが自分の行為と向き合い，安心して事実を話せる雰囲気づくりをする。そして，子どもがいじめに関与した事実を話したときは，それを謙虚に受け止め，子どもと共に悩み考え，行った行為に向き合い，いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつようにする。

（５）地域住民

地域住民は，自分の子どもだけでなく，地域の子どもたちにも関心をもち，学校家庭と協力しながら地域の子どもを見守り，育てる意識をもって対応することができるようにする。

（６）市及び教育委員会

学校を指導・支援する立場である教育委員会とは，設置者としての責任を自覚し，主体的な解決を目指すとともに，学校を管理監督する役割と責任を果たす。いじめの問題は，教育委員会だけの問題ではなく，市全体で解決していかなければならない問題であると捉え，いじめ防止等の取組の充実を図る。

7　いじめを解決するための基本的な姿勢

学校は，生徒のために存在するとの基本的認識に立ち，いじめを受けた子を救済することを最優先に考え，行動することが重要である。

（１）学校長

いじめを受けた生徒を救うための方策を第一に考え，学校のすべての教職員を指導する。

犯罪に触れるいじめの行為については，警察等との連携を深め，毅然とした対応をとる。

（２）教職員

教職員は，生徒の最大の理解者として，児童生徒への共感的理解に立った行動をとり，どんなことがあっても子どもを守るという姿勢をもつことである。

第２　いじめの防止等のための対策の内容

１　いじめの防止等のための施策体系

主　　体	基本的施策	具体的施策
学校が実施する施策	１　組織等の設置	１　いじめ問題対策委員会の設置 ２　校内に，いじめの防止等のための対策を実行的に行う専門委員を設置
	２　いじめの未然防止に関すること	１　人権教育，道徳教育及び体験活動等の充実 ２　いじめ防止に資する生徒の自主的活動の支援 ３　生徒，保護者，教職員へのいじめ防止の啓発 ４　インターネットやスマートフォンを通じて SNS を活用して行われるいじめを防止するための啓発活動
	３　いじめの早期発見に関すること	１　早期発見のための定期的な調査の毎月実施 ２　相談体制の整備（二者面談，三者面談の実施） ３　いじめ相談箱を校内に設置，相談箱の周知
	４　いじめの早期対応に関すること	１　いじめ対応専門担当を校内に設置（生徒指導部） ２　いじめ対応専門担当による学年への支援 ３　通報体制の整備 ４　いじめを受けた生徒の教育を受ける権利の擁護 ５　関係機関との連携強化 （市総研，県警，福祉相談センター等） ６　学年相互間の連携，協力体制の整備 （生徒指導部員会，学年主任会） ７　スクールカウンセラー・心の教室相談員等の設置，いじめ相談・派遣者の確保 ８　教職員の研修等の実施 ９　インターネット監視関係機関の支援 （生徒・保護者向けの講演会，職員研修の実施） 10　調査研究の推進
	５　重大事態への対処	１　校内に調査を行う専門委員会を設置し，調査の実施 ２　いじめを受けた生徒及びその保護者に，調査結果の情報提供 ３　調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる

２　いじめの防止等のために実施する施策

（１）組織等の設置

ア　いじめ問題対策委員会の設置

実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

・運営委員会の組織を活かし，学校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，長欠担当，保健主事，その他の関係者により構成する。

イ　いじめの防止等のための対策を実効的に行う専門委員を設置

重大事態に対処し，同種事案の再発防止を行う。

・学校との利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者の参画に配慮する。

（２）基本的施策

ア　いじめの未然防止に関すること

・人権意識の高揚を図るために，法務局と連携して実施する人権教室を推進する。

・生徒会が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を実施する。

・子どもへの暴力防止に向けたワークショップ開催を推進する。

・スクールカウンセラー等を活用した，いじめを生まない家庭教育フォーラムの開催を推進する。

・インターネットを通して行われるネットいじめを防止するために，情報メディア指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図るために，講演会や授業，研修等を計画・実施する。

・朝の会や帰りの会，学級指導の時間，道徳の時間に，人権やいじめに関する指導をする。

イ　いじめの早期発見に関すること

・年 12 回のいじめの実態調査を実施する。調査から気になる生徒については，教員と相談するとともに，教員間で情報共有を図る。

・いじめ相談箱を設置するとともに，投函された手紙に対して迅速に対応する。

・相談体制については，朝や帰りの会・学年集会・全校集会等で定期的に周知する。

・授業，朝の会，帰りの会，休み時間，学年行事，学校行事，部活動の時間における生徒の観察から発見できるよう努める。

ウ　いじめの早期対応に関すること

・学校支援訪問により，いじめの実態把握に対して，指導・助言を受ける。

・いじめの状況に応じて，警察，児童相談所，市子ども課，民生委員，保護司等と連携したサポートチームを編成し，組織的な対応により，いじめの解決を図る。

・スクールカウンセラーや心の教室相談員等の設置やいじめ相談・派遣者の確保等人的体制の整備やその他の必要な措置を講ずるよう努める。

・学校におけるいじめの研修の充実を通じた教職員の資質の向上，生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

エ　重大事態への対処

・校内に調査を行う専門委員を設置し，調査を実施するとともに，いじめを受けた生徒，保護者に対し，調査結果の情報提供及び必要な措置を講ずる。

３　いじめの防止等のために本校において実施する施策

（１）「学校いじめ防止基本方針」の策定

ア　国や県，市の基本方針を参考に，本校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。

イ　名称は『水戸市立双葉台中学校いじめ防止基本方針』として作成する。

ウ　策定した学校基本方針については，学校のホームページ等で公表し，保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。

（２）いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

ア　複数の教職員に加え，スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。

イ　当該組織は，全職員間の共通理解を図り，いじめ対策に基づく取組の実施における中核となる役割を担う。

ウ　当該組織は，学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し，必要に応じて見直す。

（３）いじめの未然防止に向けた取組

ア　人権教育，道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。

イ　いじめ防止に資する生徒による自主的な活動の取組の充実を図る。（スローガンの決定等）

ウ　スマートフォンやタブレット端末を通して行われる「ネットいじめ」や「SNS いじめ」を防止するための啓発活動を推進する。（講演会の実施等）

エ　いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る。

（４）いじめの早期発見に向けた取組

ア　年 12 回実施している「生活アンケート調査」により，いじめの実態を適切に把握する。

イ　ローテーション担任を実施することにより，複数の教員で生徒を観察し，生徒の小さな変化に気づくことができる環境を整える。気になる生徒がいたら，学年主任及び教務部に相談する。

ウ　スクールカウンセラーや心の教室相談員，養護教諭等を活用し，いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。

エ　定期的な個人面談を実施する。（学期に１回以上，位置づける）

オ　保護者との連絡を密にする。（欠席の際には，必ず連絡する）

（５）いじめ解消に向けた取組

ア　いじめの事実を確認したときは，迅速かつ組織的に対応し，いじめを止めさせるとともに，再発防止に努める。

イ　いじめを受けた生徒，その保護者への支援を最優先に行うとともに，情報共有に努める。

ウ　いじめを行った生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努める。

エ　インターネットによる誹謗中傷については，迅速かつ組織的に事実把握を行い，直ちに削除等の措置を行うように努める。また，必要に応じて，関係機関等の協力を求める。

オ　いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように,別室等で学習できる措置を講ずる。

カ　犯罪に触れるいじめの行為については，警察等との連携を図る。

４　重大事態への対処

【重大事態の定義】

①　いじめにより本校に在籍する生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合等を想定

②　いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・年間３０日を越える欠席がある場合

・一定期間連続して欠席しているような場合

【重大事態が発生した場合の基本的な姿勢】

学校は，教育委員会と連携し，事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等について隠蔽せず，説明責任を果たすように努める。

いじめを受けた子どもの心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに，いじめに関与した子どもとの関係回復のための取組に努める。

※　重大事態に該当するか否かについては，いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また，いじめられた児童生徒及び保護者からの申し立てがあった場合には，適切かつ真摯に対応する。

教育委員会または学校による調査

ア　学校は，重大事態が発生した場合には，その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

イ　学校は，重大事態に対処するとともに，速やかに組織を設け，事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ　本校が主体の調査では，重大事態の対処に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合は，教育委員会が調査を実施する。

エ　教育委員会が行う調査は，専門委員を設置し，実施する。
（第２－２－（１）イの専門委員が行う。）

オ　いじめを受けた生徒及び保護者に対し，調査結果の情報を適切に提供する。提供に当たっては，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等，適切な方法で提供する。

カ　学校が調査を行うときは，教育委員会の必要な指導及び助言，支援を依頼する。

キ　学校は，調査した結果について市長に報告する。

第３　その他

１　取組の評価及び検証

（１）学校の取組の評価及び検証

○　本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い，その都度改善に努める。

○　学校評価，教員評価の留意点について，必要な指導・助言を行う。
※いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の，問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等が評価されるよう留意する。

（２）学校の取組の評価及び検証

○　学校評価において，いじめの早期発見，再発防止のための取組等について検証し，その結果を教育委員会及び保護者，地域に報告する。

２　基本方針の見直し

「水戸市立双葉台中学校いじめ防止基本方針」については，推進法の施行状況等を勘案して毎年見直す。

３　オンライン相談室の開設と実施

令和４年 11 月に、「双葉台中学校オンライン相談室」を Google Form によるアンケート形式で開設した。悩み、相談したい人、今後の対応を Form に入力することで、生徒の秘密が守られる。

現在 10 件の相談が寄せられている。